

THE ROTARY CLUB OF KOSHIGAYA-NORTH

第 2770 地区 第 8 グループ 越谷北ロータリークラブ

2024-25 年度国際ロータリーテーマ 「ロータリーのマジック」 RI 会長 ステファニー A. アーチック

ロータリーのマジック 2024-25 年度越谷北 RC 会長提言 「伝統を愛し、変化を楽しむ」 越谷北 RC 会長 江口 公晴

- 例会日 毎週水曜日 12:30~13:30
- 例会場 越谷市千間台東インペリアルビル 4 階
- TEL 048 (975) 9898
- FAX 048 (977) 3741
- 創立 1976 年 5 月 11 日

- 会 長 江 口 公 晴
- 副 会 長 大 島 直 幸
- 幹 事 伊 藤 純
- 会報委員長 中 澤 伸 浩

第 2362 回 例会記録 No. 24

令和 7 年 2 月 12 日

司会: 長谷川 真也 編集: 近藤 慎悟

会次第

1. 点鐘
2. ロータリーソング 「我らの生業」
3. クラブビジョン・戦略計画唱和
4. 会長挨拶
5. 幹事報告
6. 3 分間ロータリー情報
小宮山 大介 会員
7. 委員会報告
8. 会員卓話
小野寺 瑛子 会員
9. 出席報告

【次回例会案内】

令和 7 年 2 月 26 日

ロータリアンの行動規範

外部卓話 「バレイエ・食育について」

卓話者: KEINA バレイエ教室

小林 京奈 様

会長挨拶



江口 公晴 会長

皆様こんにちは。

2 月も半ばになりました。先週土曜日は越谷青年会議所の賀詞交歓会に出席しました。私はこれでロータリークラブ、行政書士会関係での忘年会・新年会がすべて終了となりましたが、皆様はいかがでしょう。

先日とある新年会で同席した方々と、もうすっかりコロナ禍以前に戻ったねという話になりました。しかしながら一時期と比べると下降傾向にはあるものの、依然としてインフルエンザの流行は続いているようで、コロナウイルスの流行も続いているそうです。クラスターという言葉はもはや死語になりつつありますが、皆様も引き続き健康にはお気をつけください。

さて、11 月 6 日、そして 12 月 11 日の会長卓話にて、地区法人化の話を行いました。先日改めて地区より資料が届きました。昨年 10 月 29 日に第 2770 地区のクラブ会長会が行われましたが、4 月 16 日に改めてクラブ会長会を行うことも通知されました。資料につきましては



掲示します。前回もお話ししましたが、現在、地区事務所を所有する一般社団法人が存在しており、地区より家賃を支払っている状況です。このことをはじめとして地区と一般社団との間で経費のやりとりが存在しています。これを一本化することで経費削減を目指す、というのが今回の主旨であると私は理解しております。これらの原資は言うまでもなく私たちひとりひとりの会費です。ご質問等ある方がいらっしゃいましたら、私までお申し出ください。12月の会長卓話でお話したとおり、この件は第8グループとして連携して動いていくことを確認しておりますので、私からグループの会長幹事に共有して対応を話し合います。

また、同時に2023-2024年度の地区決算案が改めて届きました。こちらにつきましては内容が不明瞭ということで10月29日のクラブ会長会では決議自体行われませんでした。そのときの説明では地区大会1日目に再度上程するということでしたが、直前になって延期になりました。そういう経緯があって再度決算案が提示された、というのが現時点の状況ということになります。

こちらにつきましても掲示いたします。当初案では約770万の赤字と案内されましたが、再度精査した結果約900万円という大幅な赤字との見込みが示されました。こちらに関しましてもご質問ご意見等がございましたら私までお申し出ください。

決算の話になりましたが、来週2月17日から確定申告が始まります。税理士の方々にとっては繁忙期に入られるのではないのでしょうか。皆様方の業種により繁忙期は様々であろうと思いますが、私が営んでいる行政書士にとっての繁忙期は2年ごとの9~2月あたりになります。ちょうど今期はその2年に一度のタイミングにあたる年だったのですが、どういう業務なのかと申しますと行政庁への入札参加資格審査申請手続の代理です。

会員の皆様方には行政庁への入札参加をされている事業者も多いと思いますが、行政庁が発注する工事、役員・サービスの提供、物品の納入を受注するには、事前に入札参加業者としての登録をしていなければなりません。

多くの自治体では2年ごとに更新となります。この受付期間が期間満了の前年9月頃から始まり2月頃まで続きます。その受付期間は自治体によりまちまちで、例えば早いところでは川崎市は9月1日から30日まで、遅いところでは越生町は2月3日から28日となっています。また、今例示したところは約1ヶ月の受付期間ですが、受付期間が1週間しかないような自治体もあります。

期間を過ぎますと申請書類は受理されず、4月からの業者名簿には載らないこととなります。そのようなことになると当面の間、行政庁の入札に参加できなくなるのでその事業者様にとっては大打撃です。万が一にも申請漏れがないよう、自治体ごとの受付期間の管理には細心の注意を払っております。

ちなみに、私が受任しているお客様において、この時期に提出する自治体数を数えましたら、関東から東北にかけて約200ございました。

機会があれば是非とも皆様の業界特有の繁忙期の話をお聞かせいただければと思います。

それでは本日もよろしくお祈りいたします。

幹事報告



伊藤 純 幹事

(地区より)

- 越谷南クラブさん東クラブさんより2月、3月のプログラムが届いております。掲示しておりますのでご確認ください。
- 2025 学年度米山記念奨学生、世話クラブ決定のお知らせが届きました。2770地区で27クラブが決まり、越谷北クラブも世話クラブとして決定となりました。詳細



はまだ来ておりませんが次年度もよろしくお願ひいたします。

委員会報告

国際奉仕委員会 今井 英治 委員長

先週、先々週と2月20日～23日までの台湾国際奉仕親善旅行に厚い皆様のお気持ちを頂き、本当にありがとうございました。おかげさまで、現地で色々と活動に使わせて頂きたいと思っておりますので、この場を借りてお礼させていただきます。ありがとうございます。

また、旅行に参加される方にお知らせですが、台湾の方も10年に1回の大寒波という事で、今回雪が降ったそうです。行かれる時にパーカーもしくはジャンパーなんかを持って行かれた方が良いと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひ致します。

会員卓話



小野寺 瑛子 会員

「公的年金の仕組み～社会保険労務士としての卓話～」
小野寺会員からは社会保険労務士として卓話となりました。会員から多数の要望があった年金制度の仕組みをテーマに取り上げました。

①公的年金ってどんな仕組み？

②2025年の法改正 どうなる？

③助成金情報

①公的年金の仕組み、②法改正とその影響、③助成金の情報を話して頂きました。

3分間ロータリー情報



小宮山 大介 会員

「Rotary 柳壇（※ロータリーの友2月号より）」
同誌より、人情を詠んだ川柳の紹介がされました。

(川柳)

- ① トランプで全てが上がる音を上げる
岐阜加納 鶴飼 武彦
- ② 涙溜め意地っ張りな子我に似る
青森・八戸 道尻 誠助
- ③ アラン・ドロン見た映画劇場既になく老舗書店も閉じた城下町
奈良 寺田 真佐子
- ④ 他人様に「元気ですねえ」と云はれても我が身の老化をしみじみ思ふ
佐賀・伊万里西 時里 重利
- ⑤ 粹がって斜に構えても野暮なだけ
東京日本橋東 塚田 晴美
- ⑥ 満月や息子の思春期見守ります
宮城・仙台東 石黒 妙
- ⑦ 不安だと買ってしまっただぶるネジ
秋田・能代 近 茂寛

公的年金制度の種類と加入する制度

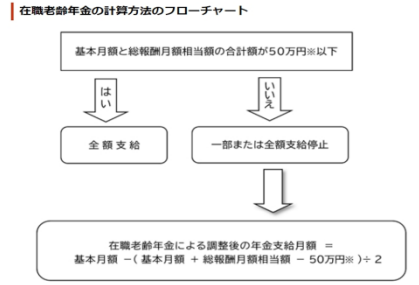
日本の公的年金制度は、20歳以上60歳未満のすべての方が加入する国民年金（基礎年金）と、会社員・公務員の方が加入する厚生年金保険の2階建て構造です。
会社員・公務員の方は、2つの年金制度に加入します。



日本年金機構ホームページより引用

公的年金 2 階建ての構造を説明頂きました。

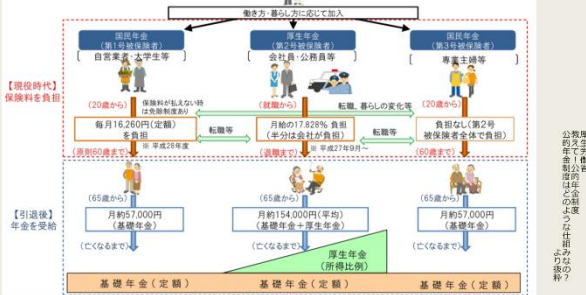
実際に受け取れる年金額って？ 在職老齢年金制度による老齢厚生年金の支給停止



老齢厚生年金の支給停止要件を確認しました。

ライフコース別にみた公的年金の保障

全ての方がライフコースに応じて現役時代に保険料を負担し、引退後、その負担に対応した年金を受給できる。（社会保険の仕組み）



保険料負担・年金受給期間と属性を説明頂きました。

もう少し詳しく...

【対象】
老齢年金を受給しながら厚生年金に加入されている方 かつ
老齢厚生年金の月額 + 標準報酬月額 + 直近1年間の賞与 ÷ 12 が 50万円 を超える方
▶ 老齢厚生年金が一部または全部支給停止されます。
なお、老齢基礎年金は満額支給されます。

【計算式】
老齢年金の月額 -
(老齢厚生年金の月額 + 標準報酬月額 + 直近1年間の賞与 ÷ 12 - 50万円) ÷ 2
例えば...
・老齢年金の月額が216,000円うち老齢厚生年金が147,000円、標準報酬月額590千円、賞与なし
216,000円 - (147,000円 + 590,000円 ÷ 12) ÷ 2 = 97,500円
・老齢年金の月額が216,000円うち老齢厚生年金が147,000円、標準報酬月額300千円、賞与なし
147,000円 + 300,000円 < 500,000円 支給停止なし

在職老齢年金制度の詳細説明がありました。

令和7年度の年金額はいくら？

～前年度から1.9%の引上げ～

令和7年度の年金額の例

	令和6年度 (月額)	令和7年度 (月額)
国民年金 ^{※1} (老齢基礎年金(満額): 1人分)	68,000円	69,308円 (+1,308円)
厚生年金 ^{※2} (夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)	228,372円	232,784円 (+4,412円)

※1 昭和31年4月1日以前生まれの方の老齢基礎年金(満額1人分)は、月額69,108円(前年度比+1,300円)です。

※2 男性の平均的な収入(平均標準報酬(賞を含む月額換算)45.5万円)で40年間就業した場合に受け取り始める年金(老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金(満額))の給付水準です。

令和7年1月24日付 厚生労働省 プレスリリースより

令和7年度の年金額を説明して頂きました。

繰上げ受給 と 繰下げ受給

老齢年金は原則65歳から受給できますが、希望により繰上げ受給や繰下げ受給をすることができます。

【繰上げの受給】
60歳から65歳の間で選択が可能
繰上げ受給を選択すると、繰上げた月数につき1月あたり0.4%減額されます。
減額率(最大24%) = 0.4% × 繰上げ請求月から65歳に達する日の前月までの月数
※昭和37年4月1日以前生まれの方の減額率は0.5% (最大30%) となります。

【繰下げの受給】 在職老齢年金制度により支給停止される額は増額の対象になりません!!
66歳から75歳の間で選択が可能
※昭和27年4月1日以前生まれの方は66歳から70歳までの間
繰下げ受給を選択すると、繰下げた月数につき1月あたり0.7%増額されます。
増額率(最大84%) = 0.7% × 65歳に達した月から繰下げ申出月の前月までの月数
※昭和27年4月1日以前生まれの方は上限年齢が70歳のため増額は最大で42%となります。

繰り上げ受給と繰り下げ受給の説明がされました。

年金額のシミュレーション 日本年金機構 公的年金シミュレーターによる試算結果

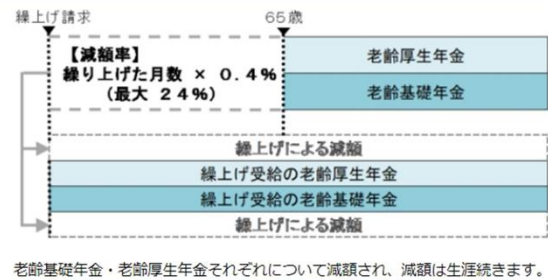
【シミュレーション条件】

22歳から65歳まで第2号被保険者として、65歳から年金受給開始
平均年収を以下のとおりとして試算

平均年収	年金試算額	
400万円	178万円/年	約148,000円/月
500万円	198万円/年	約165,000円/月
600万円	228万円/年	約190,000円/月
780万円	260万円/年	約216,000円/月

日本年金機構にある公的年金シミュレーターを使用して、年収に基づいた試算額の紹介がありました。

繰上げ受給のイメージ



繰り上げ受給は老齢基礎年金と老齢厚生年金をセットで繰り上げしないと行けないルールがあります。

繰上げ減額率早見表 昭和37年4月1日以前生まれ

繰上げ減額率早見表(昭和37年4月1日以前生まれの方)

請求時の年齢	0か月	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
60歳	30.0%	29.5%	29.0%	28.5%	28.0%	27.5%	27.0%	26.5%	26.0%	25.5%	25.0%	24.5%
61歳	24.0%	23.5%	23.0%	22.5%	22.0%	21.5%	21.0%	20.5%	20.0%	19.5%	19.0%	18.5%
62歳	18.0%	17.5%	17.0%	16.5%	16.0%	15.5%	15.0%	14.5%	14.0%	13.5%	13.0%	12.5%
63歳	12.0%	11.5%	11.0%	10.5%	10.0%	9.5%	9.0%	8.5%	8.0%	7.5%	7.0%	6.5%
64歳	6.0%	5.5%	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%

昭和37年4月1日以前生まれの方の早見表です。

年収の壁とは？

		社会保険料 ※条件あり		社会保険料	
		所得税		所得税	
		住民税		住民税	
100万円の壁	103万円の壁	106万円の壁	130万円の壁	150万円の壁	201万円の壁
	↓	↓	↓		
	123万円へ?	年収要件撤廃?	大学生は150万円?		
		企業規模要件廃止?			

年収の壁を図解で分かりやすく説明して頂きました。

繰上げ減額率早見表 昭和37年4月2日以後生まれ

繰上げ減額率早見表(昭和37年4月2日以後生まれの方)

請求時の年齢	0か月	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
60歳	24.0%	23.6%	23.2%	22.8%	22.4%	22.0%	21.6%	21.2%	20.8%	20.4%	20.0%	19.6%
61歳	19.2%	18.8%	18.4%	18.0%	17.6%	17.2%	16.8%	16.4%	16.0%	15.6%	15.2%	14.8%
62歳	14.4%	14.0%	13.6%	13.2%	12.8%	12.4%	12.0%	11.6%	11.2%	10.8%	10.4%	10.0%
63歳	9.6%	9.2%	8.8%	8.4%	8.0%	7.6%	7.2%	6.8%	6.4%	6.0%	5.6%	5.2%
64歳	4.8%	4.4%	4.0%	3.6%	3.2%	2.8%	2.4%	2.0%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%

昭和37年4月2日以後生まれの方の早見表です。

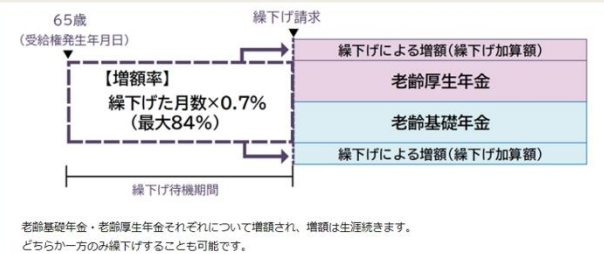
106万円の壁って？

2026年10月
収入要件撤廃予定
2027年10月
企業規模要件撤廃?
2029年10月
個人事業主も対象?



106万の壁の経緯と今後の案を説明頂きました。段階的な拡大や会社負担の許可など重要な内容でした。

繰下げ受給のイメージ



繰り下げは老齢厚生年金と老齢基礎年金をバラバラに繰り下げることができます。

2025年 年金改革法案 2025年は5年に1度の年金改革の年

- 在職老齢年金の基準額を50万円から62万円(71万円案もあり)に引き上げ
- 厚生年金の上限等級の引き上げ 65万円から75万へ
- 106万円の壁の撤廃。適用拡大となる被保険者の被保険者負担分の保険料を1割から9割の間で企業が負担する制度も合わせて導入
- 130万円の壁の変更。一時的な収入増加による場合は事業主証明により扶養認定を可能とする制度を恒常化、19歳から22歳の学生については収入要件を150万円に変更
- マクロ経済スライド制、制度間格差を是正。厚生年金は2026年度で減額措置終了に対し国民年金は2057年度で減額措置終了予定。厚生年金を減額し基礎年金へ補填か
- 遺族厚生年金の男女差撤廃。男性の給付要件拡大 など

年金改正法案をご説明頂きました。

繰下げ増額率早見表

繰下げ増額率早見表

請求時の年齢	0か月	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
66歳	8.4%	9.1%	9.8%	10.5%	11.2%	11.9%	12.6%	13.3%	14.0%	14.7%	15.4%	16.1%
67歳	16.8%	17.5%	18.2%	18.9%	19.6%	20.3%	21.0%	21.7%	22.4%	23.1%	23.8%	24.5%
68歳	25.2%	25.9%	26.6%	27.3%	28.0%	28.7%	29.4%	30.1%	30.8%	31.5%	32.2%	32.9%
69歳	33.6%	34.3%	35.0%	35.7%	36.4%	37.1%	37.8%	38.5%	39.2%	39.9%	40.6%	41.3%
70歳	42.0%	42.7%	43.4%	44.1%	44.8%	45.5%	46.2%	46.9%	47.6%	48.3%	49.0%	49.7%
71歳	50.4%	51.1%	51.8%	52.5%	53.2%	53.9%	54.6%	55.3%	56.0%	56.7%	57.4%	58.1%
72歳	58.8%	59.5%	60.2%	60.9%	61.6%	62.3%	63.0%	63.7%	64.4%	65.1%	65.8%	66.5%
73歳	67.2%	67.9%	68.6%	69.3%	70.0%	70.7%	71.4%	72.1%	72.8%	73.5%	74.2%	74.9%
74歳	75.6%	76.3%	77.0%	77.7%	78.4%	79.1%	79.8%	80.5%	81.2%	81.9%	82.6%	83.3%
75歳	84.0%											

繰り下げ増額率の早見表となります。

2025年に施行される労働・社会保障関連法令の法改正

施行日	法令	改正内容	詳細
2025年4月1日	育児介護休業法	残業免除の対象拡大	3歳未満→小学校入学前に対象拡大
		子の看護等休暇の対象拡大	小学校入学前→小学校3年生までに対象拡大 入園(学)式、卒園式でも取得可 入社6ヶ月未満を除外→廃止
		介護休暇の対象拡大	入社6ヶ月未満を除外→廃止
2025年10月1日	育児介護休業法	介護休業、再立支援制度等の情報提供	40歳時と従業員の申出時 個別周知および取得意思確認が義務付け
	雇用保険法	高齢者雇用継続給付金の減額	上限15%→上限10%へ
		出生後休業支援給付金の創設	夫婦と同一一定の期間に育児休業を取得した場合 休業開始時賃金日額×休業日数(上限28日)×13%
2025年10月1日	育児介護休業法	育児短時間就業給付金の創設	時短勤務中の賃金の10%を支給、子が2歳まで対象
	障害者雇用促進法	除外率設定業種の除外率引下げ	各対象業種10%ずつ引き下げ
	育児介護休業法	柔軟な働き方を実現するための措置	3歳以降小学校入学前まで、いずれか2つ以上実施 ①時差勤務、②短時間勤務、③テレワーク、 ④保育施設の設置・運営、 ⑤養育自立支援休暇(10日以上/年)の創設
	育児介護休業法	育児休業、再立支援制度等の情報提供	妊娠・出産等申出時、子が3歳になる前 個別周知および取得意思確認が義務付け

2025年に施行される法改正をご紹介頂きました。

助成金情報

- 特定求職者雇用開発助成金
 - 特定就職困難者コース
- キャリアアップ助成金
 - 正社員化コース、賃金規定等改定コース
- 両立支援助成金
- 65歳超雇用推進助成金
 - 65歳超継続雇用促進コース
- 人材確保等支援助成金
 - テレワークコース
- 人材開発助成金
 - 事業展開等リスティング支援コース
 - 人への投資促進コース
 - 建設労働者技能実習コース

よく相談される助成金の紹介がされました。

キャリアアップ助成金 賃金規定等改定コース

有期契約労働者等の基本給や手当の賃金に関する規定を3%以上増額して改定し、その規定を適用させた場合に助成されます。

1 支給額

企業規模	1人当たりの支給額は以下のとおりです。
中小企業	5万円
大企業	3万3,000円

※1年度1事業所当たりの支給申請上限額100人

？ 賃金規定とは

以下のように、就業規則や労働協約において賃金規定の定めがあるものです。

就業規則	例：第〇条（賃金） 契約社員およびパートタイマーの賃金を〇〇のとおり定める・・・
賃金規定 <td>例：第〇条（賃金） 賃金は、基本給、時間外手当、通勤手当とする。 第〇条（基本給） 基本給は、特給によって定める。なお、その金額は本人の能力および経験等に応じ、〇級：〇〇円、〇級：〇〇円とする。 例：〔等級別〕1級：〇〇円、2級：〇〇円、3級：〇〇円 ※〔等級（〇級）の他、「見職-I」、「I-Ⅰ」、「I-Ⅱ」等の名称の区分でも可。</td>	例：第〇条（賃金） 賃金は、基本給、時間外手当、通勤手当とする。 第〇条（基本給） 基本給は、特給によって定める。なお、その金額は本人の能力および経験等に応じ、〇級：〇〇円、〇級：〇〇円とする。 例：〔等級別〕1級：〇〇円、2級：〇〇円、3級：〇〇円 ※〔等級（〇級）の他、「見職-I」、「I-Ⅰ」、「I-Ⅱ」等の名称の区分でも可。

※現在の賃金規定の改定ではなく、新たに規定を作成した場合であっても、その内容が、対象労働者の過去3か月の賃金の支払総額と比較して3%以上増額していることが確認できれば、助成対象となります。

特定求職者雇用開発助成金 特定就職困難者コース

60歳以上の高齢者や障害者、母子家庭等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、雇用保険の一般被保険者として雇い入れる事業主に対して助成されます。

【主な支給要件】

- ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により雇い入れること
- 雇用保険一般被保険者又は高齢被保険者として雇い入れ、継続して雇用することが確実であると認められること

対象労働者	支給額	雇用期間	支給開始日までの支給額
就職困難者 (60歳以上)	4万円 (5万円)	1年 (1年)	3万円 × 2期 (3.5万円 × 2期)
〔1〕雇用期間が7年以上、かつ、雇用保険一般被保険者	1.5万円 (1.5万円)	2年 (2年)	3万円 × 4期 (2.5万円 × 2期)
〔2〕雇用期間が7年以上、かつ、雇用保険一般被保険者	2.4万円 (1.9万円)	3年 (3年)	4.0万円 × 6期 (3.3万円 × 3期)
〔3〕雇用期間が7年以上、かつ、雇用保険一般被保険者	4.0万円 (3.6万円)	1年 (1年)	2.0万円 × 2期 (1.5万円 × 2期)
〔4〕雇用期間が7年以上、かつ、雇用保険一般被保険者	8.0万円 (3.0万円)	2年 (2年)	2.0万円 × 4期 (1.5万円 × 2期)

高齢者や障害者等特定求職者を雇う際の助成金。

両立支援助成金

育児休業や介護休業等を行う労働者の業務の継続を図るための就業規則等に関する取り組みに対して事業主に対して両立支援助成金を支給することにより、仕事と育児・介護の両立支援に関する事業主の意識を促進し、労働者の雇用の安定を図る。

事業の目的	2 事業の概要、スケジュール	3 申請の要件、スケジュール	4 申請の留意点
両立支援助成金の申請までの流れ	両立支援助成金の申請までの流れ	両立支援助成金の申請までの流れ	両立支援助成金の申請までの流れ

育児休業予定がある事業者が活用検討する助成金。

キャリアアップ助成金 申請までの流れ



キャリアアップ助成金のフローを説明して頂きました。

65歳超雇用推進助成金 65歳超継続雇用促進コース

以下にいずれかを満たした事業主に対して助成を行うコースです。

- A. 65歳以上の定年引上げ
- B. 定年の定めを廃止
- C. 役員会を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入
- D. 他社による継続雇用制度の導入

支給額	対象の内容や年齢の引上げ幅等に応じて、下記の金額を支給します。
【A. 65歳以上の定年引上げ、B. 定年の定めを廃止】	65歳以上 66~69歳 70歳以上 定年定命の廃止
1~3人	15万円 20万円 30万円 30万円 40万円
4~6人	20万円 25万円 50万円 50万円 80万円
7~9人	25万円 30万円 85万円 85万円 120万円
10人以上	30万円 35万円 105万円 105万円 160万円

定年を引き上げた場合に活用できる助成金。

キャリアアップ助成金 正社員化コース

有期契約労働者等を正社員化した事業主に対して助成されます。

1 支給額	2 加算額
1人当たりの支給額は以下のとおりです。	1人当たりの加算額は以下のとおりです。
中小企業 80万円 (40万円×2期)	有期雇用労働者 28万5,000円
大企業 60万円 (30万円×2期)	有期雇用労働者 47,500円

有期契約労働者等を正社員化した場合の助成金です。

人材確保等支援助成金 テレワークコース

1 支給額	2 加算額
1人当たりの支給額は以下のとおりです。	1人当たりの加算額は以下のとおりです。
中小企業 80万円 (40万円×2期)	有期雇用労働者 28万5,000円
大企業 60万円 (30万円×2期)	有期雇用労働者 47,500円

使いやすい助成金として紹介して頂きました。テレワークの他、クラウドや仮想空間など使用できるようです。

人材開発助成金

■ 事業展開等リスキリング支援コース

事業展開はDX・GXに伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練等に対して、賃金助成および経費助成がされます。

■ 人への投資促進コース

高度デジタル人材育成のための訓練やサブスク型の研修サービス、労働者が自発的に受講した訓練等に対して、賃金助成および経費助成がされます。

■ 建設労働者技能実習コース

建設労働者が受講する、建設工事における作業に直接関連する実習や、労働安全衛生法で定める特別教育、危険有害業務従事者に対する安全衛生教育等に対して賃金助成および経費助成がされます。

教育訓練にかかった費用に関する助成金の紹介でした。実際には細かいルールが多いため、顧問社労士さんに相談が必須とのことでした。

小野寺会員、大変勉強になる卓話をありがとうございました。

スマイル報告😊

・小野寺会員、本日卓話楽しみにしております。

江口 公晴

・本日も宜しくお祝い致します。

伊藤 純

・本日卓話させて頂きます。拙い話ですが、よろしくお祈いします。

小野寺 瑛子

・小野寺さん卓話楽しみです。

青木 清

・小野寺さん卓話楽しみにしています。

太田 靖彦

・小野寺瑛子さん、本日の卓話よろしくお祈い致します。

鈴木 英男

・会員卓話小野寺さん、楽しみにしています。

関森 初義

・小野寺さん、卓話宜しくお祈い致します。

小林 光則

・小野寺さん卓話楽しみにしています。

大熊 正行

・小野寺様、卓話楽しみにしています。

関 雄二郎

・小野寺さん、卓話よろしくお祈いします。

小宮山 大介

・小野寺さん卓話よろしくお祈いします。

須賀 篤史

・小野寺さん、本日卓話楽しみにしています。

中澤 伸浩

・小野寺会員、本日卓話よろしくお祈いします。楽しみにしております。

市川 洋和

・小野寺さん宜しくお祈いします。

今井 英治

・小野寺さん、卓話楽しみです。

松崎 義一

・本日も宜しくお祈いします。小野寺さん会員卓話楽しみにしています。

深野 秀和

・本日宜しくお祈いします。

松井 昭夫

・本日も宜しくお祈いします。

加地 昭俊

・よろしくお祈いします。

杉本 充宏

・誕生祝いありがとうございます。

高橋 陽一

・休みがちですみません。

宮崎 敏博

・世界平和のために!

深野 秀樹

出席報告

会員数	48名
出席者	39名
出席率	83.0%



◇ 地区補助金事業

至:暮らしのアトリエ Jiu

2月15日(土)13時、クラブの社会奉仕事業としてコミュニティ食堂なないろりんごさんにPCと関連機器の寄贈を行いました。



なないろりんごさんは、「暮らしのアトリエ Jiu」内で、毎月第3土曜日12時から14時の間に開催されています。場所は、北部市民会館の付近にあります



江口会長と社会奉仕委員会大塚委員長が重い荷物を持って訪問しました。



江口会長から代表へ無事に寄贈されました。



江口会長、社会奉仕委員会大塚委員長、コミュニティ食堂なないろりんご代表、副代表を交えて記念撮影を行いました。お忙しいところ、ありがとうございました。



沢山の子どもたちがなないろりんごさんに参加していました。暖かい雰囲気の中、団欒を楽しみながら食事をされていました。

今回のプロジェクトは、子ども食堂で新たにプログラミングを教える活動をするためのPC、関連機器寄贈となります。